



会計年度任用職員制度の主なポイント

地方公務員の臨時・非常勤職員については、採用の要件等が法令上明確でなく、制度上の課題があったことから、適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。これに伴い、「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う条例」の整備を行います。

■ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の内容の概要

- ・ 一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図ります。
- ・ 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行います。
- ・ 会計年度任用職員に対する期末手当の支給の規定の整備を行います。

■ 会計年度任用職員とは

一会計年度を超えない範囲で任用される一般職非常勤職員。1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一であるものが「フルタイム会計年度任用職員」、短い時間であるものが「パートタイム会計年度任用職員」となります。

■ 勤務条件

- ・ 任期は会計年度を超えない1年以内（最長4月1日から翌年3月31日まで）。
- ・ 勤務時間はフルタイム会計年度任用職員が1日7時間45分で1週間38時間45分、パートタイム会計年度任用職員が1日7時間45分未満で1週間38時間45分未満となります。
- ・ 能力実証（人事評価）を実施します。

■ 給料・手当・報酬

- ・ 現行の時間額、日額、月額を参考に、月支給額は基本的には維持します。
- ・ 期末手当を支給します（任期が6月以上であること、常勤職員に適用される制度を基本とすること等、一定の要件を満たすもの）。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市人事課（課長 楢田、課長補佐 池田） ☎0743-74-1111(内線 241)